

議案第66号

杉並区空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月11日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

杉並区空家等対策協議会条例（平成27年杉並区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区空家等対策協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(所掌事項) 第2条 協議会は、 <u>法第7条第1項</u> に規定する空家等対策計画の作成、変更及び実施に関する事項その他空家等に関する施策に関する重要な事項について、区長の諮問に応じ、答申する。	(所掌事項) 第2条 協議会は、 <u>法第6条第1項</u> に規定する空家等対策計画の作成、変更及び実施に関する事項その他空家等に関する施策に関する重要な事項について、区長の諮問に応じ、答申する。